

1. 個人所得税

❖ 事業世帯及び個人事業に対する個人所得税

2021年11月15日付、財務省が発行した2022年1月1日以降有効となる通達・第100/2021/TT-BTC号は以下のようないくつかの改正があります。

資産の賃貸活動のみで、賃貸期間が1年未満であり、発生した賃貸売上が100,000,000 VND / 年以下の個人の場合、VAT、個人所得税を納税しなければならない範囲に属しません。借り手が何年か分の賃料を前払いで支払っている場合、個人が税金を払わなければならないかどうかを確定するための売り上げ額は、暦年に応じて分けられた一回あたりの売上になります。

❖ 外国人労働者に対する個人所得税の申告

2021年12月13日付け、ハノイ市税務局発行のオフィシャルレター・第53948/CTHN-TTHT号はベトナムで働く為、海外の親会社が派遣した外国人である労働者を雇用する企業で、合意により、これらの労働者の全ての給与はベトナム企業が支払い、この従業員は、他の場所で仕事を兼務するのではなく、企業での仕事からの収入しかない場合：

企業は外国人労働者に支払う課税所得の総額に対する個人所得税を源泉、申告、納税する責任を負います。

❖ 労働者への冠婚葬祭費用

2021年12月15日付のハノイ市税務局発行のオフィシャルレター・第54819/CTHN-TTHT号には以下のような注意すべきポイントがあります。

労働者本人及び家族への冠婚葬祭費用の支出が発生した企業は、2015年6月15日の通達・第92/2015/TT-BTC号の第11条5項にある規定を満たし、通達・第96/2015/TT-BTC号の第4条2項2.30に従う法人税の課税所得のレベルと一致している（通達・第25/2018/TT-BTC号の第3条4項にて修正された）場合、これらの費用は労働者の個人所得税の課税所得に計算しません。

2. 付加価値税

❖ 事業世帯及び個人世帯に対する付加価値税

2021年11月15日付、財務省が発行した2022年1月1日以降有効となる通達・第100/2021/TT-BTC号は以下のようないくつかの改正があります。

E コマース取引プラットフォームの所有者は個人の代わりに委任に基づき税務を申告し、納税します。以前、通達40ではE コマース取引プラットフォームの所有者はE コマース取引プラットフォームで事業をしている個人の情報を提供すると共に代理で税務を申告し、納税しなければならない、という要求がありました。

3. インボイス

❖ 税務、インボイス分野に対する行政違反の罰則

政令・第125/2020/NĐ-CP号にある領収書の行政違反の罰則に関する規定を補足する2021年11月16日の政府発行の政令・第102/2021/NĐ-CP号は以下のようないくつかの重要なポイントがあります。

- 領収書の行政違反の罰則期限は2年です。
- 領収書販売、付与行為に対して、20,000,000 VND～50,000,000 VND の罰金が科されます（いくつかのケースを除く）。
- 発行したが、税務をまだ申告していない領収書を紛失、焼失、または損傷する行為に対して、4,000,000 VND～8,000,000 VND の罰金が科されます。
- 罰金の免除、減少の決定を検討する期間の罰金納付の延滞金は科されません。

❖ 社会保障活動を支援する為の商品に対する領収書の発行

2021年12月8日付のハノイ市税務局発行のオフィシャルレター・第53181/CTHN-TTHT号は以下ようになります。

Covid-19の予防及び治療をサポートする為、RT-PCR検査機を支援する企業は、規定により、領収書を発行し、付加価値税を計算し、申告し、納税しなければならないとされています。

4. その他

❖ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている対象に対する費用、手数料の調整

2021年12月24日付、財務省発行の通達・第120/2021/TT-BTC号によると、主には以下の様ないくつかの内容が有ります。

- 通達・第172/2016/TT-BTC号に定められる個人に対する建築活動職業証明書、組織に対する活動能力証明の発給費用を50%減額します。
- 通達・第209/2016/TT-BTC号にある規定に従った基礎設計又は建築プロジェクトに対する審査費用を50%減額します。
- 通達・第259/2016/TT-BTC号にある規定に従った国内の個人又は組織からの申請による書類の認証の費用、期限付きで海外での労働者を送り出す活動許可書の発給費用を50%減額します。
- それ以外に、通達・第120号では新型コロナウイルス感染症の影響を深刻に受けている業界、分野でのその他の費用、手数料も調整しています。

5. 労働—投資

❖ 外国人、親族と共に入国する海外で居住するベトナム人に対する入国の対応

2022年1月18日付、政府発行のオフィシャルレター・第450/VPCP-QHQT号によると、以下の内容になります。

対象:

- 外国人に対するベトナムでの入国、出国、通過、滞在に対する法律に従って、機関、組織、個人に招聘される外国人
- 旅行で入る外国人は、まず、国際観光客を迎える実験プログラムを引き続き実施します。

入国審査手続き:

- 合法的な入国書類（有効なパーマネントレジデンスカード、テンポラリーレジデンスカード、査証、査証免除）を所持する外国人、親族と共に入国する海外で居住するベトナム人は、ベトナムに入国する時、人事的検査、査証/査証免除発給、省、業界、地方への入国許可承認手続きを再度することなく、外国人に対するベトナムでの入国、出国、通過、滞在に関する法律及び2015年9月24日付、

政府発行の政令・第82/2015/ND-CP号に従って、入国することができます。

- 査証未取得の外国人に対して：省レベルの人民委員会は省域における労働、セミナー、会議参加、学習、人道的な目的...などで入国する外国人に対して好条件が得られるよう、承認を引き続き検討します。中央の省、業界等、自身の機関で働く外国人に対する招聘、受け入れに関して主動で決定を出し及び管理責任を負います。

❖ 投資及び計画の領域での行政違反処理

2022年1月1日に発効する投資及び計画の領域での行政違反処理についての政令・第122/2021/ND-CP号（「政令・第122号」）での注意しなければならないいくつかの処理規定をまとめると以下ようになります。

- 定款資本の虚偽申告：虚偽で申告した金額（100億ドンから1000億ドン以上まで）によって、2000万ドンから1億ドンまでの罰金。
- 投資活動報告、情報の制度に関する違反：監査報告書、投資評価を規定の期限通りに作成していない、もしくは内容が不足している、投資プロジェクトの監査および評価の制度を定期的に行っていない場合、2000万ドンから3000万ドンまでの罰金。報告制度を実施しない、もしくは規定の期限通りに投資活動の報告をしない、もしくは投資活動に対して忠実でない、正確でない...などの報告をした場合は、3000万ドンから5000万ドンまでの罰金。
- 投資優遇に関する違反：投資の優遇を受けるために忠実で正確でない情報を申告した場合、5000万ドンから7000万ドンまでの罰金。
- その他、政令・第122号は入札、企業登録及び基礎計画の各分野での違反行為に対する処罰も規定しています。

お問合せ：

KHAI MINH CONSULTING COMPANY LIMITED

ホーチミン市第 1 区 Dakao ワード Vo Thi Sau 通り 45 号

Citilight Tower、6 階、603 室

Tel: 84 28 3820 5731 / 2 Fax: 84 28 3820 0906

(英語)

Tran Mai Tuong Vy

tran.mai.tuong.vy@kmc.vn

Nguyen Van Mui

nguyen.van.mui@kmc.vn

(日本語)

Le Quoc Duy

le.quoc.duy@kmc.vn

Nguyen Thi Thao Uyen

nguyen.thi.thao.uyen@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。